

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年3月26日京都市条例第62号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

京都府立学校教職員の給与との均衡を失しないよう、高等学校、幼稚園、小学校及び中学校の教職員の給与について、次の措置を講じるとともに、規定を整備することとしました。

1 地域手当の支給割合の限度の改定

教職員の地域手当の支給割合の上限を次のとおり改定します。

改 正 前	改 正 後
1 0 0 分 の 1 0	1 0 0 分 の 9

2 時間外勤務手当の支給割合の改定

時間外勤務手当が支給される勤務の時間が1箇月につき60時間を超えた教職員に対する時間外勤務手当の支給割合を次のとおり改定します。

(1) 育児短時間勤務教職員及び再任用短時間勤務教職員以外の教職員

対象となる勤務の時間	改 正 前	改 正 後
正規の勤務時間を超えて、又は週休日に勤務することを命じられてした勤務の時間	1 0 0 分 の 1 2 5 から 1 0 0 分 の 1 5 0 までの範囲内 で教育委員会が定 める割合	1 0 0 分 の 1 5 0

1週間について38時間45分を超えて勤務することを命じられてした勤務の時間	100分の25から100分の50までの範囲内で教育委員会が定める割合	100分の50
---------------------------------------	------------------------------------	---------

(2) 育児短時間勤務教職員及び再任用短時間勤務教職員

対象となる勤務の時間	改正前	改正後
1日について7時間45分を超えて、又は週休日に勤務することを命じられてした勤務の時間	100分の125から100分の150までの範囲内で教育委員会が定める割合	100分の150
1週間について京都府立学校教職員の例に準じて教育委員会が定める時間を超えて勤務することを命じられてした勤務の時間	教育委員会が定める割合	100分の50

3 教員特別手当の支給額の限度の改定

高等学校、小学校及び中学校の教育職員の教員特別手当の支給額の上限を次のとおり改定します。

改 正 前	改 正 後
1 5 , 9 0 0 円	1 1 , 7 0 0 円

4 時間外勤務代休時間の創設

教職員について、1箇月につき60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と本来の時間外勤務手当の支給割合との差額分の手当の支給に代えて、正規の勤務時間においても勤務することを要しない時間を指定することができることとします。

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 62 号

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の10」を「100分の9」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第3号中「休暇」を「第27条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間及び第28条第1項に規定する休暇」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分中「第3項」を「以下この条（第4項及び第5項を除く。）」に改め、「の各号」を削り、同条第4項を削り、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、「ついて38時間45分」の右に「（育児短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員にあっては、京都府立学校教職員の例に準じて別に定める時間）」を、「教職員」の右に「（教育職員及び管理職手当の支給を受ける者を除く。）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項中「第4項」を「次項」に改め、「対する」の右に「第1項及び」を加え、「同項各号列記以外の部分」を「第1項各号列記以外の部分」に改め、「の各号」を削り、「あるのは、」を「あるのは「100分の100」と、前項中「第1項に規定する別に定める割合」とあるのは」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項及び第5項の規定により時間外勤務手当が支給される勤務の時間（週休日における勤務のうち別に定めるものを除く。）が1箇月について

60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した時間のうち、前項の規定により時間外勤務手当が支給されるものに対して、同項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 第27条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した時間のうち、当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する別に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

第14条に次の2項を加える。

- 6 第1項及び前項の規定により時間外勤務手当が支給される勤務の時間（週休日における勤務のうち別に定めるものを除く。）が1箇月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した時間のうち、前項の規定により時間外勤務手当が支給されるものに対して、同項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給

する。

- 7 第27条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した時間のうち、当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第5項に規定する別に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

第18条の2第1項中「15,900円」を「11,700円」に改める。

- 第27条第2項中「(祝日法による休日等」の右に「及び第27条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間が指定された日」を加える。

第27条の2の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間)

- 第27条の3 第14条第2項及び第6項の規定により時間外勤務手当を支給すべき教職員に対して、別に定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、正規の勤務時間が割り振られた日(祝日法による休日等及び代休日を除く。)の勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された教職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命じられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)